

薬剤業務向上加算について

資料 1

令和6年度診療報酬改定 I-2 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進-④

薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上

薬剤業務向上加算の新設

- 病棟薬剤業務実施加算1（120点/週1回）について、免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修体制を有するとともに、都道府県との協力の下で薬剤師が別の医療機関において地域医療に係る業務等を実践的に修得する体制を整備している医療機関が、病棟薬剤業務を実施する場合の加算を新設する。

(新) 薬剤業務向上加算 **100点(週1回)**



[算定要件]

病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、病棟薬剤業務実施加算1を算定しているものについて、薬剤業務向上加算として、週1回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]

- (1) **免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること**として以下の要件を満たすこと。
 - ア 研修を総括する責任者の配置及び研修の計画、実施等に関して検討するための委員会が設置されている
 - イ 十分な指導能力を有する常勤薬剤師が研修を受ける薬剤師の指導に当たっている
 - ウ 研修を受ける薬剤師の研修内容を定期的に評価・伝達する体制の整備及び研修修了判定が適切に実施されている
 - エ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施している
 - オ 研修プログラムを医療機関のウェブサイト等で公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施している
- (2) **都道府県における薬剤師確保の取組を実施する部署と連携して自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）へ出向を実施させる体制**として、以下の要件を満たすこと。
 - ア 出向先は、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関である
 - イ 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師である
 - ウ 出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、出向に関する具体的な計画が策定されている
- (3) 特定機能病院若しくは急性期充実体制加算1、2に係る届出を行っている保険医療機関であること。

8

令和6年11月21日
令和6年度第3回
茨城県薬剤師確保対策協議会資料

(様式40の4の2) 薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出

様式40の4の2

薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟薬剤業務実施加算の届出状況（適合する場合「✓」を記入すること）

<input type="checkbox"/>	病棟薬剤業務実施加算1を届け出ている。
--------------------------	---------------------

2 研修の体制等（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

(1) 免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が整備されている。	<input type="checkbox"/>
(2) 研修を受けている薬剤師の人数	名

3 薬剤師が不足とされている地域の医療機関への出向の体制等

(1) 当該年度の出向計画

連携先の都道府県：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

(2) 地域医療に係る業務を実践的に修得するための具体的な計画について

（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

① 出向先の保険医療機関について、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関であること等、出向先を選定した理由が計画書に記載されている。	<input type="checkbox"/>
② 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師であることが計画書に記載されている。	<input type="checkbox"/>
③ 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたことが計画書に記載されている。	<input type="checkbox"/>
④ 都道府県と協議したことがわかる内容について、計画書に記載又は添付されている。	<input type="checkbox"/>

(3) 前年度の実績（前年度の届出施設のみ記載）

連携先の都道府県：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

4 施設の届出状況（いずれか1つに「✓」を記入すること）

<input type="checkbox"/>	特定機能病院である。
<input type="checkbox"/>	急性期充実体制加算1の届出を行っている。
<input type="checkbox"/>	急性期充実体制加算2の届出を行っている。

令和6年11月21日

令和6年度第3回

茨城県薬剤師確保対策協議会資料

確認項目及び判断基準（案）

令和6年11月21日

令和6年度第3回茨城県薬剤師確保対策協議会資料

施設基準※1	確認項目	判断基準
1. 出向先について、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における保険医療機関に勤務する薬剤師の需要と供給の状況を踏まえ、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定していること。	出向先医療機関との関係性	当該医療機関と特別な関係※2がある病院ではない。
	出向先医療機関の所在地	薬剤師不足地域内である。
2. 1において選定した出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、次の要件を満たす具体的な計画が策定されていること。 なお、具体的な計画には、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、出向先の保険医療機関を選定した理由を記載するとともに、都道府県と協議したことがわかる内容を記載又は計画書へ添付しておくこと。	出向先医療機関選定の理由	出向先医療機関の選定理由について、次の項目が明瞭に記載されている。
	薬剤師不足に伴う出向先医療機関の課題	出向先医療機関が薬剤師不足により、病棟業務やチーム医療等に課題がある。
	出向することで得られる効果	出向により、病棟業務にかかる診療報酬等の増加又はチーム医療の充実等の具体的な改善策の記載がある。 また、期待できる波及効果等の記載があることが望ましい。
	(協議内容記載の有無) ※3	(計画書に県との協議したことがわかる内容の記載等がある) ※3
① 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師であり、その後、出向元の保険医療機関に戻って勤務すること。	出向する薬剤師の選定理由及び要件	出向する薬剤師の選定理由が明瞭である。 (例：主体的に学ぶ意思がある等) 出向する薬剤師は次のすべてを満たす者である。 ・概ね3年以上の病院勤務経験 ・当該医療機関で概ね1年以上勤務の常勤の薬剤師 ・出向後は当該医療機関に戻って勤務
② 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたものであること。	出向する期間	薬剤師の出向する期間が1年以上である。
	出向する薬剤師が地域医療に係る業務の実践的な修得が可能な計画か	・出向する薬剤師が地域医療に係る業務の実践的な修得が可能な具体的な計画がある。 <事後確認> ・定期的な実績報告の提出及び実績内容が計画に則している。
3. 1及び2に基づき現に出向を実施していること。	(出向実施の有無) ※3	(現に出向している。) ※3

※1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」から抜粋
(令和6年3月5日保医0305第5号厚生労働省保健局医療課長通知)

※2 特別な関係とは、開設者又は代表者が同一法人である等

※3 () については厚生局が確認する事項

薬剤業務向上加算に係る対応フロー案

令和6年11月21日

令和6年度第3回茨城県薬剤師確保対策協議会資料

